

平成19年11月22日

愛媛県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 中村時広様

愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会
会長 佐々木信也

愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会意見について（報告）

平成19年11月9日に開催されました標記懇話会における委員意見につきまして、愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会設置要綱第6条第4項に基づき、次のとおり報告いたします。

意見内容

「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づき、高齢者の医療に要する費用を公平に負担するとともに、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために新たに後期高齢者医療制度が平成20年4月から施行されることとなりました。

この制度については、県内すべての市町村で構成する広域連合が運営主体となって、全国一斉にスタートするものであり、医療保険制度はじまって以来の取り組みであることから、これまで以上に運営が健全かつ円滑に実施されることが求められています。

このことを踏まえて、愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会の意見としてご報告するとともに、格別のご配慮をいただき、制度の運営に努められることを強く要望いたします。

- 一、制度の周知啓発については、高齢者世帯の状況等についても十分配慮を行い、わかりやすく、容易に理解ができる周知方法についての工夫をすること。
- 一、制度の施行にあたっては、被保険者が医療機関を受診する際などにおける、保険証の窓口提示の徹底や年齢到達日からの資格管理における病院窓口でのトラブルが生じないように、被保険者並びに医療機関等に対して必要かつ十分な周知等に積極的に取り組むこと。
- 一、保険料については、被保険者の世帯や所得状況に応じて、現在の国民健康保険料（税）と比較して、個人の保険料負担がどのようになるのか、また、二人以上の世帯では負担がどのように増加するのかについてなど、その内容及び根拠について十分な説明責任を果たすようにすること。
- 一、後期高齢者に対する適切な医療給付等を行う上で、健康の保持増進を図るための保健事業等の充実に取り組むとともに、特に医療過疎地域における医療の確保に対して、広域連合としても必要な働きかけを行うこと。